名　称　海田大橋橋梁灯（P七灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の南東方約一四〇メートル
北　緯　三四―二一―〇九
東　経　一三二―三〇―二一
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

名　称　海田大橋橋梁灯（P八灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の南東方約一三〇メートル
北　緯　三四―二一―〇九
東　経　一三二―三〇―二二
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

名　称　海田大橋橋梁灯（P九灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約二九〇メートル
北　緯　三四―二一―〇七
東　経　一三二―三〇―二七
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

名　称　海田大橋橋梁灯（P十灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の東南東方約二七〇メートル
北　緯　三四―二一―〇七
東　経　一三二―三〇―二七
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

名　称　海田大橋橋梁灯（P十一灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約三八〇メートル
北　緯　三四―二一―〇七
東　経　一三二―三〇―三一
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

名　称　海田大橋橋梁灯（P十二灯）
位　置
所在地　海田大橋橋梁灯（C二灯）の東南東方約三七〇メートル
北　緯　三四―二一―〇七
東　経　一三二―三〇―三一
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで三・〇メートル
変更年月日　平成二十三年三月三日

○海上保安庁告示第九十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度、北緯三二度五〇分、東経一三六度一〇分、東経一三七度五分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三三度四〇分、北緯三二度三〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年四月二十一日から平成二十三年五月五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第十五号（平成二十三年四月十三日発行）、五管区水路通報第十四号（平成二十三年四月八日発行）

国会事項

衆議院

質問書提出

四月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

株式会社国際協力銀行法案に関する質問主意書（山内康一提出）

参議院

議案付託

四月十八日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）
　総務委員会に付託

非訟事件手続法案（閣法第五四号）
家事事件手続法案（閣法第五五号）
非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五六号）
　法務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）
　外交防衛委員会に付託

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）
　文教科学委員会に付託

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
　厚生労働委員会に付託

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）
　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

四月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

二酸化炭素回収・貯留（CCS）に関する質問主意書（横山信一提出）（第一二四号）

人事異動

内閣

内閣総理大臣補佐官
　原子力発電所事故全般についての対応及び広報を担当させる　細野　豪志
同
　社会保障・税一体改革及び国会対策の担当を解く（以上四月十五日）　細野　豪志
○財務大臣臨時代理解職
　国務大臣　玄葉光一郎
財務大臣野田佳彦帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月十七日）

法務省

井上　能裕　大越　徹　豊岡　拓也
判事　井出　弘隆
同　小池あゆみ
平成二十三年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に任命する
任期は平成二十三年九月三十日までとする（各通）
検事　小出　邦夫
同　萩本　修
検事兼法務事務官兼法務教官　国分　貴之
平成二十三年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併任する
併任の期間は平成二十三年九月三十日までとする（各通）（以上四月十八日）

財務省

（理財局計画官）財務事務官　臼杵　芳樹
関税局業務課長を命ずる
（関税局関税課長兼関税局業務課長）同　岸本　浩
関税局業務課長兼務を免ずる
（理財局財政投融資総括課長）
同　美並　義人
兼ねて理財局計画官を命ずる（以上四月十五日）

経済産業省

（大臣官房長）経済産業事務官　上田　隆之
大臣官房政策評価審議官に併任する
（産業技術環境局長）同　菅原　郁郎
大臣官房審議官に併任する
地球環境問題担当を命ずる
大臣官房参事官に併任する
エネルギー政策・プロジェクトチーム総括担当を命ずる